



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年12月25日

赤穂市監査委員 寺田 榮 治  
同 山野 崇

記

- 1 監査の種類 令和元年度定期監査
- 2 監査の対象 市民部
- 3 監査の期間 令和元年11月11日から令和元年12月25日まで
- 4 監査の範囲 平成30年度及び令和元年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(平成29年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。  
なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。

## 個別事項

### 1 市民対話課

概ね適正であると認められた。

### 2 市民課

(意見)

条例、規則の改正もれについて

一部の条例及び規則の内容について改正もれが見られた。法令の現況及び改正動向に留意し、関係例規を適切に改正されたい。

### 3 環境課

概ね適正であると認められた。

### 4 美化センター

概ね適正であると認められた。